

（ま）下田まち遺産手帖

[しもだまちいさんてちょう]

vol.21 2022



下田市の景観施策のこれまで

下田市の景観への取り組み

下田市は、市民共有の財産である“下田まち遺産”を活かした施策に取組み、景観まちづくりを推進しています。



それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。

景観行政のあゆみ

1888年 (明治 21)	東京市区改正条例 欧米のような近代都市の実現を目的（都市景観）
1897年 (明治 30)	古社寺保存法 歴史的景観の保全対象を個別の社寺や城跡等に限定
1919年 (大正 8)	都市計画法（旧法） 都市景観の対象が全国に広がる 市街地建築物法 建築基準法（1950）の前身
1931年 (昭和 6)	国立公園法 自然風景地における景観保全の始まり 自然公園法（1957）の前身
1966年 (昭和 41)	古都保存法 京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土を開発から保護することを目的
1975年 (昭和 50)	文化財保護法改正（伝統的建造物群保存地区） 集落や町並みなど面的な地区の歴史的風致の保存が可能
2003年 (平成 15)	「美しい国づくり政策大綱」発表（国土交通省） 公共事業における景観形成の原則化や景観形成ガイドラインの策定など、15の具体的施策を掲げる

経済成長に伴う都市の無秩序な拡張への対策
▼
景観法成立まで都市景観の基本となる

2004年 (平成 16)	景観法、都市公園法・都市緑地法改正（景観緑三法） 景観について法的根拠を謳った初めての法律 景観の本質から、各地域に主体性を持たせた法体系となっており、都市公園法と都市緑地法の改正と併せて一体的な景観行政の道が示された
2007年 (平成 19)	文化財保護法改正（文化的景観） 農山漁村の景観や特徴的な都市景観などを対象とし、背景の社会システムを踏まえた動態的保存が特徴
2009年 (平成 21)	下田市、景観行政団体へ移行
2013年 (平成 25)	下田市景観まちづくり条例制定、 下田市景観計画策定
2015年 (平成 27)	地域における歴史的風致の維持 及び向上に関する法律
2018年 (平成 30)	下田市景観計画一部改正（届出対象行為の追加等）
	下田市歴史的風致維持向上計画 認定

下田まち遺産「知る」ための取組 —「下田まち遺産」の普及啓発活動—

下田公園散策教室を開催しました！（令和3年度・4年度）

下田まち遺産の普及啓発、景観に対する理解を深めてもらうために、認定番号：8 下田公園を会場とした散策教室を開催しました。令和3年(2021)度 11 月には親子で、令和4年(2022)度 8 月には小学生以上を対象に実施しました。下田公園には、眺望点、草花や樹木、城址など様々な要素があり、それぞれの解説をしながら散策しました。

令和3年度 散策教室



ジオパークコース



植物観察コース

令和4年度 散策教室



ジオパークコース



下田城址空堀コース

下田市新規採用職員研修において下田市景観計画について研修しました！（令和4年度）

令和4年（2022）度下田市役所へ入庁した新規採用職員を対象に、下田市景観計画や景観施策に関する研修を実施しました。下田市景観計画に関する説明では、下田市独自の取り組みである「下田まち遺産」制度の解説を行い、市職員として身に付けるべき内容について学びました。景観という施策の考え方、物の見方についても紹介する中で、参加者からは「これまで当たり前だと思っていた景色や風景について考える機会となり、有意義な研修であった」といった声が寄せられました。



令和4年度 新規採用職員研修

観光地エリア景観計画（玉泉寺エリア周辺）の計画策定に着手しました！（令和3年度）

柿崎地区玉泉寺エリア周辺において、どのようなまちづくりを行うのか。それを観光地として考えていくのが「観光地エリア景観計画」です。計画は地元と市が一緒になって話し合いの場を設け、地元だからこそ知っている地域の魅力や、それらをいかに計画として反映させるか、様々な議論をしました。コロナ禍において思うように話し合う場を継続的に作れていませんが、引続き地域にとって良い計画となるよう検討を進めていきます。



令和3年度 観光地エリア景観計画（玉泉寺エリア周辺）地域ミーティング

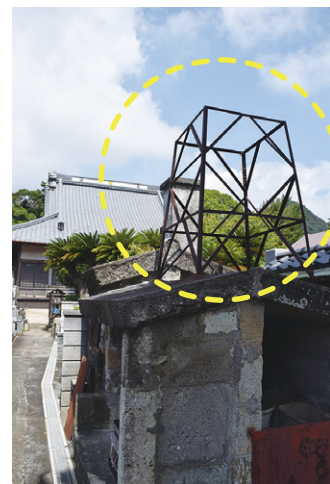
下田まち遺産「創り・育てる」ための取組 —新規認定まち遺産の紹介—

認定番号：152 宝福寺（ジャンル：歴史）

八幡山宝福寺は、永禄2年（1559）創立の浄土真宗本願寺派の寺院です。現在の本堂は江戸時代中期～後期の建築とされ、嘉永7年（1854）には米国ペリー艦隊の対応で再置された下田奉行の仮奉行所となりました。また、文久3年（1863）、前土佐藩主・山内容堂が同寺に滞在した際には、下田に寄港していた勝海舟との会談により、坂本龍馬の脱藩の罪が許されました。また、昭和30年（1955）6月、宝福寺境内にテレビ台が設置されました。街頭テレビは当時、首都圏や大都市のごく一部にしか設置されておらず、大変珍しいものでした。当時のご住職でいらっしゃった竹岡範男氏と日本テレビ第3代社長の福井近夫氏との交流の中で設置されたとのことで、こうした江戸時代から幕末、近代へと時代が流れる中でおこった歴史的出来事、それらの歴史性が評価されました。



宝福寺 本堂正面



宝福寺 テレビ台



特集

本物が残るからこそ感じるまちの魅力と、 まちが人を呼び込む力を創造する

「下田市ペリーロード修景活性化計画」への取り組み

廣瀬 和さん（旧下田中学校出身）インタビュー

プロフィール

平成 27 年（2015）3 月に旧下田中学校を卒業後、県立下田高校を経て国立山形大学工学部建築デザイン学科へ進学。日本建築史をテーマとする研究室に所属し、日本海側を中心に多くの日本家屋、歴史的建造物の調査に参加。卒業設計では、ペリーロードの修景をテーマに計画を策定。「JIA（日本建築家協会）東北学生卒業設計コンクール 2022」に大学代表として参加。令和 4 年 4 月より大手ディスプレイ業会社へ就職。商業施設や公共施設、オフィスや展示会などの内装づくりの施工管理を担当。趣味はカレーづくり。

◆ なぜ“ペリーロード”をテーマに？

高校卒業後、大学進学を契機に生まれ育った下田を初めて離れましたが、離れたからこそ感じられた点が多々ありました。縁もゆかりもない土地で過ごす初めての 1 人暮らしでは、いろいろな経験をしました。特に東北地方の雪は大変で、慣れない雪国の生活に苦労し、いかに下田の気候が過ごしやすかったか感じる事ができました。

大学では建築デザインを専攻し、日本建築史を研究する研究室に所属しました。研究室の調査では、日本海側を中心に広い範囲のまちを訪れ、様々な地域の日本家屋や歴史的建造物を見ることができました。

そうした中、卒業に向けた作品設計の題材を考えていたある時、たまたま帰省した折に、ペリーロードを訪れました。大学に進学するまではあまり強く意識したことはなかったですが、改めて見てみると歴史的建造物が立ち並び、平滑川を中心とした道路の修景舗装との関係性は、空間としてすごく整っていて魅力的に見えました。おそらく、一度地元を離れて各地を見たからこそ感じるこのできた地元の魅力で、それを再認識した瞬間だったと思います。これをきっかけに、下田のペリーロードを対象とした「下田市ペリーロード修景活性化計画」に取り組むことを決めました。

◆ 計画のポイントは？

卒業設計に取り組む中で改めてペリーロードを見ると、それまで見えていなかった課題がいろいろと見えてきました。

まず、観光客が多く訪れているものの、地元の人あまり訪れていないこと。また、歴史的建造物の中にも現代的な建物や看板建築もあり、まちとしての一体感に欠ける点が気になりました。

そこで、大きく 3 つの柱で計画の概要を設定しました。

① 伝統的建造物の建築様式、建築素材を次世代へ繋げる

地元産材の伊豆石や石蔵を交流拠点として計画しました。

② 暮らす人にとって愛着のある街なみとする

木壁や植栽を用いた外構を採用して通りの修景を行うほか、屋根や外壁の彩度を落とすことで、全体的に落ち着いた統一感のある街なみとし、そこで暮らす人たちの満足度を高めたいと考えました。

◆ 下田の未来への思い

下田は何もないところだと言うのがつい癖になっている印象がありますが、豊かな自然や歴史ある街並みであったり、温かい人々の営みであったり、のんびり流れる時間であったり、物質的なモノではない宝物に溢れているまちだと思います。

恵まれたこのまちの良さに気づかずに、何もないと言ってしまうのはとてももったいないと常々考えていました。

そこで卒業設計では、ペリーロードを舞台に、街並みの歴史や価値を知る→愛着を持つ→まちに誇りを持つ→次世代に繋げていく心を育てる、という流れはどうしたら作れるのかというのを一つのテーマにし、まちの在り方を検討しました。

今下田が持っている宝物の生かし方、どうしたら住んでいる人が面白いと思えるまちになるのか、これからも自分なりに考えていきたいです。



取材後に廣瀬さんの好きな場所での撮影をお願いした時、彼女が選んだのがペリーロードの柳橋のたもとで、彼女の笑顔に、地元への愛着と、下田の未来が見えた気がしました。



下田市ペリーロード 修景活性化計画

山形大学 建築デザイン学科
日本建築史研究室
廣瀬 和

01 計画の背景

かつての日本では、各地域で自然的条件・社会的条件によった、その場所にはない表情を持った景観やまち並みが形成されていた。しかし現代では、土地の持つ地域性やまちの文脈とは全く無関係に建築行為が行われ、没個性的な景観やまち並みが広がっている。対象敷地とした静岡県下田市の景観やまち並みも瀕死の状態である。

02 敷地概要

静岡県下田市

太平洋と伊豆半島の山々に囲まれた自然あふれるまちである。安政の大津波からの復興とペリー来航を見越して計画されたまち並みは、伊豆石やなまこ壁を用いた建物が特徴である。

ペリーロード

ペリーが歩いた道として知られる観光地。かつて花街としても栄えた面影を残す情緒ある建物が現存する。しかし、こうした建物を活かしてきていないのが現状である。

03 計画概要

下田のアイデンティティである
伝統的建築様式と建築素材を
次世代に繋げる

下田の歴史的建造物とその街並みが
観光資源としてではなく
暮らす人にとって
愛着と思い入れのあるものにする

郷土愛を持った住民による
活き活きとしたまちの営みが
来訪者に魅力的な風景として映り
観光面にいい影響を与える

修景

ペリーロードに現存する
花街時代の豊かな表情を
回復するために
周辺建物の修景を行う。

地域交流拠点

下田ならではの暮らしを充実させることを目的とする複合施設。
食をメインとするフネテラスと
教育・子育て・仕事環境の向上を
目的とするカケハシから成る。

伊豆石

全ての計画に伊豆石を用いて
全体の景観の統一を図る

下田の伝統的な建物



04 全体計画図



下田市ペリーロード 修景活性化計画

◀計画全体・概要



交流拠点施設 カケハシ



交流拠点施設 フネテラス



修景 平滑川南岸



修景 平滑川北岸

下田市景観計画を見つめ直す

下田市景観計画を見つめ直すー下田市景観まちづくり審議会作業部会の設置ー

平成 16 年（2004）に景観法が施行され、下田市は平成 19 年（2007）に景観行政団体となりました。その後、平成 21 年（2009）に下田市景観まちづくり条例の制定、同年下田市景観計画（以下、「計画」）を策定し、これまで景観まちづくり施策を推進してきました。

景観施策の方針を示す計画は、策定から 10 年以上経過しました。その間に、景観まちづくりの全国的な傾向や考え方は変化しています。例えば、新築の住宅事情や空家対策、人口減少・過疎地域における事業開発、新型コロナウイルス感染拡大に伴うリモートワーク仕事と休暇の両立を目的としたワーケーション、再生可能エネルギーの推進に伴う大型施設の設置など、計画策定時に比べ景観に影響を与える社会的な情勢は大きく変化しています。

こうした中、現行の計画内容では、適切な景観誘導・形成に向けた取組みを推進していくことが難しくなっています。また、前述した社会情勢の変化により、これまで“当たり前”と思っていた風景が変化しており、伝統や文化の継承問題などは引き続き課題となっています。そうした下田の“景観”を「未来ある子ども達へ伝える」施策にも取組む必要があり、こうした観点を踏まえ計画の見直しに着手することとしました。

令和 4 年 5 月 25 日

下田市景観まちづくり審議会作業部会が発足しました！

令和 4 年 5 月 25 日、下田市景観計画（以下、「計画」）の見直しを目的として、下田市景観まちづくり審議会作業部会（以下、「作業部会」）を設置しました。作業部会委員の任期は 2 年で、その間に計画の抜本的な見直しを行う予定です。

見直しを行う中で、下田市内各所の景観特性を改めて確認するための現地調査を実施するほか、計画本文中に記載する景観特性をどのように表現するか。また、そうした特性を保全し、活用していく開発・事業に繋げていくための、景観形成基準をいかに記載するのか。取り組むべき課題は、多く多岐にわたる予定です。

景観特性を把握するため作業部会で現地調査を実施

令和 4 年 6 月 16 日 浜崎地域 令和 4 年 6 月 20 日 朝日地域（大賀茂地区）

作業部会の発足後、市内各所の景観特性を把握する現地調査に取組み始めました。初回は浜崎地域を調査対象とし、柿崎地区や須崎地区、外浦地区を回りました。また、2 回目は朝日地域の中で、大賀茂地区を調査対象としました。

初回の浜崎地域では、漁村集落と海と山の自然景観とのバランスに景観特性を見出し、これらを保全・活用し、より良い景観形成へと繋げていくためにどのような施策に取組めるのか、今後議論を進めます。また、大賀茂地区では田園風景が特徴的で、その背景（借景）となる集落や建造物・工作物の在り方について現地において議論となり、今後さらに話し合いをもってまとめていく予定です。



現地調査の様子（朝日地域・大賀茂地区）



現地調査の様子（朝日地域・大賀茂地区）



作業部会委員への委嘱状交付



現地調査の様子（浜崎地域・須崎地区）



現地調査の様子（浜崎地域・須崎地区）

下田市景観まちづくり審議会作業部会 安藤部会長インタビュー

◆なぜ現行の下田市景観計画を見直そうと考えたのでしょうか？

その前に、、、皆さんが「景観が良い」、「景観を損ねる」という時の「景観」とは、一体何を指しているのでしょうか。一般的には「景色が良い」、「格好が良い」という意味や、「美しい景観」、「醜い景観」といった使い方ではないでしょうか。

「景観」という言葉が誕生したのは明治時代半ば以降で、英語のランドスケープの翻訳語として作られたと言われます。主に地理学や植物生態学において使われたようですが、現在のように「眺め」や「姿形」として使われ出したのは、戦後のことです。それまでは、「美観」や「風致」という言葉が使われていました。景観研究の草分けである中村良夫氏は、「景観とは人を取り巻く環境の眺めである」※1と定義しています。つまり、モノ（＝実態・静的）やコト（＝事象・動的）を含め、自分の周りにあるそうしたものの全てが「景観」であると定義しました。実にその通りと思うのですが、これではちょっとわかりにくいですね。

「人を取り巻く環境」には、「景観」がモノだけではなく、コトも含んでいるということを示していますが、私はむしろ、コトに重きがあると考えています。例えば、綺麗な公園ができたします。しかし、その公園を利用する人が全く見えなければ、それは良い景観でしょうか？電柱や看板もなく、SF 映画に出てくる未来都市のような整然とした町並みは、果たして良い景観なのでしょうか。

◆では、その目指す景観とは？またそれを実現していく為にはどうすれば良いのでしょうか？

対象（モノ）の色彩や形態について考えることが「景観」で、それを整えることが「景観整備」であるという間違った考えや誤解があると思います。景観は好みの問題だとか、趣味嗜好、更には教養や知識の問題であるという誤解です。それを解く為にはまず、自分自身の目に入るものや聞こえてくるもの、匂いや肌で感じるものに対して、改めて意識することが重要です。そして、その結果を皆さんと共有する為に、お互いの考えを話し合い理解し合う、その風景こそが「景観」だと思います。そういう場（プラットフォーム）を常に設けていきたいと考えています。

もちろん、その為には基盤となる最低限の知識の学習が必要かもしれません。しかし、一番必要なのは、それについて考え、感じ取ろうとする主体的な意識だと思います。なぜなら、一般的に「景観」を意識せずとも、日々の生活や人生に全く関係ないと考えられているからです。いや、それすらも意識されていないでしょう。ですが、「景観」がモノではなく、住む所の環境やそこに住む人間同士の付き合いであり、日々の暮らしの^{おもなばか}コトだとしたらどうでしょう。「^{おもなばか} 筭の先一つ分の慮り」という言葉があります。筭の先一つ分、余分にお隣さんの敷地や家の前を掃く。つまり、30 センチほどのささやかな心配りのことです。これは道徳心というより、周囲の人たちとうまく付き合っていく处世術のようなものですが、たかだか筭の先の、ほんの些細な思いやりですが、それにより、お隣さんとの敷地の境や表の道が綺麗に維持され、改まってお互い何か

安藤泰（あんどうやすし）経歴

1955年下田生まれ 下田北高～東京理科大学工学部建築学科卒
都内の建築設計事務所勤務を経て 1985年安藤泰建築事務所設立 一級建築士
臨済宗 建長寺派 長松山 泰平寺 22世住職

逆に、買い物客で溢れ店主と客の会話が楽しく飛び交う今にもフーテンの寅さんが出てきそうなイキイキとした暮らしが見える街がある。しかしそこが、電線が縦横に張り巡らされた沢山の電柱や、軒も揃わない看板建築で雑然とした通りだとしたら、それは悪い景観でしょうか。ここでいう景観の良し悪しの判断は、あくまでもモノに対してであり、それを単純に良し悪しで判断して良いものかどうか。モノがいかに素晴らしくても、人によっては「寂しい」と感じたり、あるいは「人間らしくない…機械的で冷たい」と感じるかもしれません。

では、コトで見たならどうでしょうか。そこに人がいて、それを見る人がいる。つまり、主体と客体があり、人と人との関わりや住む人の日々の営みがある。声が聞こえたり、生活の匂いがしたりする。煩かったり汚かったり、でも楽しかったり嬉しかったりする、、これら「モノ」と「コト」を総合的に判断し、その結果が誰にでも理解でき、かつ納得できるようにする必要があると思います。その為には何が必要か、もう一度原点に立ち戻って考えたいという思いから、この作業部会を立ち上げました。下田市や隣接する他町を含め、我々が暮らすこの地域を五感で感じながら、私たちの「景観」について考えていこうと思っています。

言わなくても、隣人同士の感謝や良好な関係が生まれてくるというお話です。それが近頃では、社会情勢の変化もあり、ご近所付き合いも無く、隣との境まで掃除すればまだ良い方で、自分の前の道は誰か（行政やボランティア）がやってくれるのが当たり前とばかりに、自分のゴミや落ち葉を敷地の外に掃き出すという、そういった世の中との関わり方が蔓延化してきている印象があります。自分さえ良ければ、他人はどうでも良いという感覚です。

先ほどの筭の話に置き換えれば、隣同士が自分のゴミを掃き出し合った結果、どうなるかは想像できますよね。それがその 2 軒だけでなくその通り全体で行われたら...その通り一本だけでなく見境無く地域全体に広がっていったら...。こうした悪循環に陥らない為にも、また、自分や自分の周りにいる人たちが日常的に気持ちよく暮らしていけるよう、少しでも「社会に対しての思いやり」をすることができれば、それがたとえ小さなコトであっても、少しずつ良い方向へ進みきつかけとなり、結果として大きな成果が生まれてくると思います。

モノ・コト両面において、些細なことからでも自分達の取り組める範囲で取り組み、それを継続する。そうやって、私達自身が誇れる「景観」を目指し、ここで暮らす市民やこの下田を愛する人、みんなで考えていく...そんな仕組みや場を創っていきたい。そのきっかけとして、景観計画の見直しができればと密かに思っています。

※1 出典：『風景学入門』中央公論社1982



下田市景観計画における届出対象行為について

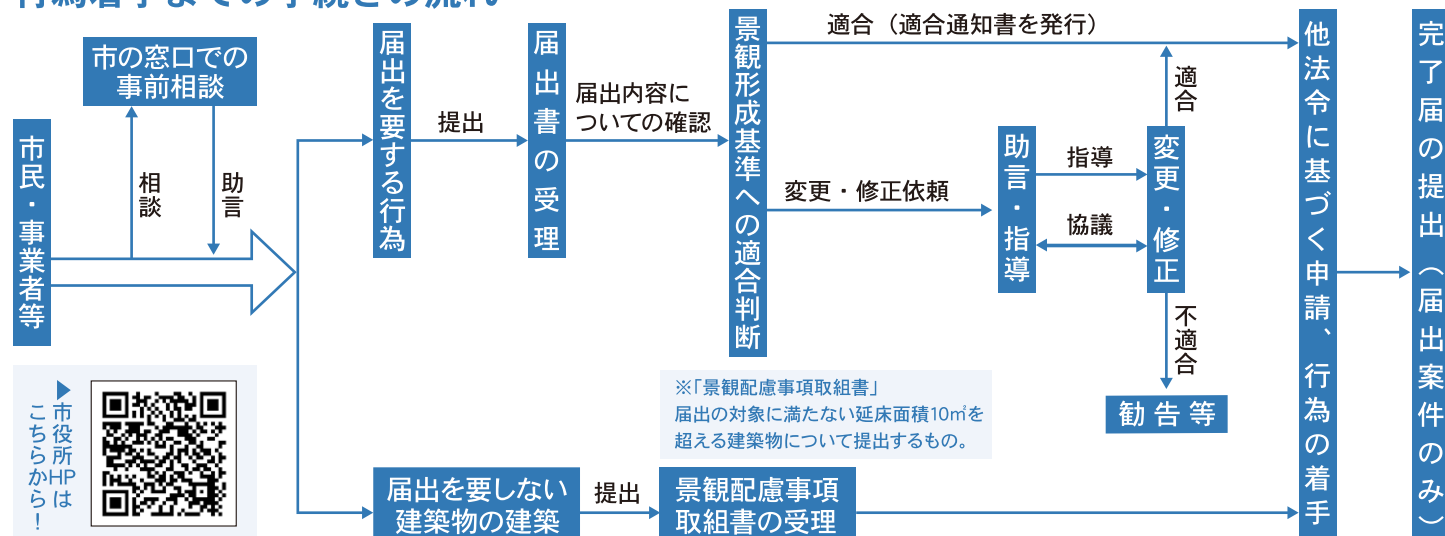
下田市景観計画における届出対象行為について

下田市景観計画区域内（市内全域）において、一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第16条に基づき、届出をする必要があります。届出を要する規模は、行為の種類によって定めています。また、計画区域内（市内全域）では、景観的特徴のある地域を「ゾーン」として区分けしており、届出を要する規模の数値基準がその他地域と異なります。詳しくは、建設課景観法担当、又は市役所HPをご覧ください。

景観法に基づく届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模		
		市域全域 (景観誘導ゾーン、景観重点地区以外)	景観誘導ゾーン	景観重点地区
建築物	建築物 (沿道型商業施設を除く)	高さ13m超又は 延床面積500㎡超	高さ10m超又は 延床面積300㎡超	延床面積10㎡超
	沿道型商業施設	敷地面積500㎡超又は 延床面積250㎡超	敷地面積300㎡超又は 延床面積150㎡超	
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱・木柱類	高さ15m超	高さ15m超	高さ3m超
	・送電鉄塔類	※届出対象外※	高さ15m超	
	・煙突類	高さ13m超	高さ6m超	
	・記念塔類		高さ4m超	
	・高架水槽、サイロ、物見塔類		高さ8m超	
	・エレベーター類 ・遊戯施設（コースター等） ・製造施設、貯蔵施設類	高さ13m超又は 築造面積500㎡超	高さ10m超又は 築造面積300㎡超	高さ3m超又は 築造面積10㎡超
	・擁壁	高さ5m超	高さ2m超	高さ1m超
	・法面、垣、柵、塀類			
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類			
	・索道施設（ロープウェイ等）	高さ20m超	高さ13m超	高さ13m超
	・太陽光発電設備 ・風力発電設備類	高さ13m超又は 設置面積500㎡超	高さ10m超又は 設置面積300㎡超	高さ10m超又は 設置面積10㎡超
開発行為（宅地造成）		面積2,000㎡超	面積1,000㎡超	面積300㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削 その他の土地の形質の変更				
屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の 合計2,000㎡超又は 堆積の高さ5m超	敷地内の堆積面積の 合計1,000㎡超又は 堆積の高さ3m超	敷地内の堆積面積の 合計300㎡超又は 堆積の高さ3m超

行為着手までの手続きの流れ



下田まち遺産「支える」ための取組 ―景観まちづくり助成金活用事業―

景観まちづくり助成金制度について

下田市では、“景観まちづくり基金”を創設し、これまで運用してきました。基金の活用方法としては、景観まちづくりに寄与する活動に対して助成金制度による財政的な支援を行い、良好な景観の維持・保全、活用に繋げています。基金の原資は、下田市を応援してくださる皆さんの寄付や、“ふるさと納税”により運用しています。

景観まちづくり助成金はどうやって使うことができるの？

景観まちづくり助成金を利用するために、3つの項目のどれかに該当する必要があります。3つの条件は、次のとおりです。

① 下田登録まち遺産又は歴史的風致形成建造物の維持管理及び修繕等で条件に該当するもの

景観的価値を損ねることなく維持管理又は修繕を行う場合、もしくはそれまで活用していなかった登録まち遺産を計画に基づき保全活用する場合に、適用されます。

歴史的風致形成建造物 第2号 土藤商店



建物外観一部修景（木製引戸への改修）



修繕前

修繕後

歴史的風致形成建造物 第3号 櫛田蔵



建物外観一部修景（なまこ壁修繕）



修繕前

修繕後

② 周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定に基づく活動

3軒以上が参加する協定において、庭先や玄関先を植栽等で景観的に配慮する場合に適用されます。



三丁目花通りの会
周辺の景観に配慮した庭先又は
玄関先にするための協定



大横町花通りの会
周辺の景観に配慮した庭先又は
玄関先にするための協定

③ 景観まちづくり推進組織の活動

景観まちづくり推進組織が行う活動に対して適用されます。



理解できたようで、どこか釈然としない。何となく掴めそうな気もしながら、いざ掴もうとすると、掴みきれない。そんな感覚があります。中村さんの言葉をそのまま受け取って自分の中で消化するには、まだまだ消化器官が未発達（勉強不足）で、消化不良に陥っているような自覚があります。

それも当然のことであって、日本において「景観」という言葉が市民権を得始めたのは、平成17年（2005）に施行された景観法がきっかけとなり、その歴史はまだまだ浅いのです。しかし、この景観法は他の法律と異なる特徴があります。それは、法の名前となつて「景観」という言葉が、法律内において定義されていないのです。ちなみに、景観法第1条には、この法の目的が記載されています。少々長いですが、引用してみたいと思います。

景観とは人間をとりまく環境のながめにほかならない

私が「景観」という考え方に会つてから、およそ2年半。未だに勉強中の身であつて、まだまだ「景観」というものがどういうものなのか、うまく言葉で表現できない状態です。

ちなみに、景観学者である中村良夫さんは、このように表現されています。

「景観」との出会い

もうすでに第1条において、「景観」という言葉の定義どころか、「良好な景観」という使い方をしています。

それでは、この「良好な景観」とはどういうものでしょうか。私の経験の中で少しヒントになるようなお話をしたいと思います。

高校卒業まで地元で過ごした私は、大学進学を機に初めて地元を離れました。進学先ではひとり暮らしとなり、これまでに縁もゆかりも全くない未開の土地に移り住んだことから、新天地での生活と新しい出会いへの期待から、気分は高まっていました。

4月から始めた大学生としての新生活は、今思えば春という気候に心も踊り、初めての経験や新しい人との出会いなどで楽しかった半面、多少なりとも疲れたような感覚がありました。ただ若さ故か、その疲れを実際には感じず、そんな

第一条
この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もつて国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

自分に違和感すらありました。そんな中、初めてのお盆に、短期間ですが実家に帰省をするにしました。下宿先の最寄駅から鈍行列車に揺られ、熱海駅で最後の乗り換えをし、これから伊豆の東海岸を南下するという直前、長時間の電車移動から疲れ、座席に座つてすぐに眠ろうかと目をつぶりました。熱海駅を出発した後、ふと重たいまぶたを開け、車窓から外を見ると、夏の日差しに輝く海がとても美しく、固くなつていたまぶたが少しづつほぐされ、自分の目がとても疲れていたことに気づきました。ただ、何が理由でそうなるのか分からないまま、ただ海を眺めていました。

昼過ぎに地元の駅へ到着し、ドアが開きました。その瞬間、とてつもなく懐かしい気持ちになりました。晴れた空と青い海、波の音、潮の匂い。それらが合わさった景色は、私にとつてとても居心地の良いものだったのです。

毎朝高校へ行くときに、車窓から見えていたあの澄んだ青空と海の景色も、寝る時に窓の外から優しく聞こえていた波の音も、地元にあった時には「当たり前」に存在していて、特に気にしたことはなかったのです。それが、たった数ヶ月しか地元を離れていない18歳の私にとつて、「懐かしい」「居心地の良い」ふるさとの景色でした。

あの時見た景色や、その場の空気、音、そしてそこで感じた感覚。この2つの要素が掛け合わさったものが「良好な

景観」なのではないかと。およそ2年半、景観担当として仕事をしてきた中で感じているところです。

私は、自分が18歳の時に経験をしたこの感覚を、これから下田で生まれ育っていく子ども達にも経験して欲しいと思います。そのために自分は何ができるのか。日々試行錯誤しながら、もがき続けています。

そんな中、昨年ある嬉しい出来事がありました。ある大学生から、卒業設計の相談を受けました。その方は下田で生まれ育った「下田っ子」で、進学のために故郷を離れましたが、設計テーマとして下田を選びました。「ふるさと下田」を自分なりに考え、みんなから愛されるためにどうしたら良いのか。そんな熱い思いを語っていました。

完成した卒業設計は、下田出身だからこそ感じられた地元の魅力を、外から訪れる方々だけでなく、地元の人をはじめ、次の世代を担う子ども達のことも考えて計画されていました。その未来に示された新しい下田を楽しく思えたのと同時に、地元で育った「下田っ子」が立派な大人となり、地元の未来をしっかりと考えている、そのたくましさに感動しました。

今、下田に住む私たちは、次の世代に対して「景観」という観点から何ができるでしょうか。それぞれの立場で、それぞれの役割があると思います。ぜひ皆さんも、この「ふるさと下田」の「景観」を考え、これからの行動に移していきましょう。



創刊準備号 2012年6月20日発行
表紙：認定番号59 深根城址



創刊号 2012年6月20日発行
表紙：認定番号84 報本寺 山随権現祭礼幡巡し



vol.2 2012年12月13日発行
表紙：認定番号31 爪木崎



vol.3 2013年3月8日発行
表紙：登録番号13 蓮台寺温泉 しだれ桃の里



vol.4 2013年8月30日発行
表紙：認定番号16 白濱神社 御三釜



vol.5 2013年11月28日発行
表紙：認定番号54 田牛海岸



vol.6 2014年3月28日発行
表紙：認定番号28 ベリー上陸記念碑



vol.7 2014年8月1日発行
表紙：認定番号28 吉田松陰寓寄処



vol.8 2014年10月27日発行
表紙：認定番号66 神子元島灯台



vol.9 2015年3月16日発行
表紙：登録番号11 渡邊蔵



vol.10 2015年8月5日発行
表紙：認定番号95 下田漁港 金目鯛



vol.11 2016年3月8日発行
表紙：認定番号122 下田公園開園広場からの眺望



vol.12 2016年11月1日発行
表紙：認定番号6 はまぼう樹林



vol.13 2017年1月30日発行
表紙：認定番号105 落合高根神社 鬼射



vol.14 2018年3月16日発行
表紙：認定番号119 蓮台寺天神神社 大日如来坐像



vol.15 2018年9月7日発行
表紙：認定番号107 田牛八幡神社おっぴいしゃり



vol.16 2019年3月30日発行
表紙：認定番号26 尾ヶ崎ウィングからの眺望



vol.17 2022年2月7日発行
表紙：認定番号78 武ヶ浜波除と今村公助功碑



vol.18 2020年4月30日発行
表紙：認定番号1 入田浜



vol.19 2020年12月18日発行
表紙：登録番号3 櫛田蔵



vol.20 2022年3月1日発行
表紙：認定番号51 寝安山からの眺望

これまで刊行した手帖のバックナンバーは、建設課にて保管してあるほか、市HPで閲覧できます。配布や閲覧を希望される方は、お問合せください。（※一部在庫が無い号もあります。ご了承ください。）

＜問合せ先＞
下田市建設課都市住宅係 まち遺産手帖担当
TEL：0558-22-2219
Mail：kensetsu@city.shimoda.lg.jp

下田市では、平成21年(2009)12月17日に「下田市景観まちづくり条例」の制定と、「下田市景観計画」を策定しました。市民が誇りに思い、次世代に継承したいもので、下田を象徴し、下田らしいものを「下田まち遺産」と名付け、市の景観施策の柱としてきました。この下田まち遺産を“未来へつなげていく”ことを目的とし、「知る」「創り・育てる」「支える」の三本柱を景観まちづくりの方針として推進してきました。

三本柱の方針のうち、「知る」取組みの1つとして市の景観広報誌『下田まち遺産手帖』の発行を平成24年(2012)に開始し、これまで10年間で、計21冊を発行してきました。

下田まち遺産を未来へ

私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次世代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさを感じられるものが「下田まち遺産」であり、市民共有の財産となっている。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たに創り出し、未来に活かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらすものである。

そこで、下田に携わる私たち全てが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進する。

—下田市景観まちづくり条例 前文より—

写真：「登録番号：3 櫛田蔵」の伊豆石壁

『下田まち遺産手帖 vol.21』令和4年(2022)10月1日発行

発行元：下田市建設課 協力：下田市景観まちづくり市民会議

TEL:0558-22-2219 Email:kensetsu@city.shimoda.lg.jp

『下田まち遺産手帖』は、下田市が発行する景観広報誌です。市内の公共施設や商業施設等で無料配布しています。
過去の刊行物や下田まち遺産に関する情報は、市HPで確認できます。下田市HP <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>



下田まち遺産HPは
こちらから